

屋外広告物許可等申請書

年 月 日

福岡市長 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話（ ）
電子メール

※1 屋外広告物条例第 条第 項の規定により、次のとおり許可（許可の期間の更新）を申請します。

表示・設置場所	福岡市				
広告物等の種類	表示・設置場所が許可地域等であるもの	※2 該当事項を○で囲む 屋上を利用するもの 壁面を利用するもの 壁面より突出するもの 自己の敷地内に建植えるもの 自己の敷地外に建植えるもの（一般に利用される道路、歩道、自転車歩行者道等（特定区域内 特定区域外） 案内誘導広告物（特定区域内 特定区域外） 電柱・電線杆に設置するもの 街灯を利用するもの バス停留所標識を利用するもの 消火栓標識を利用するもの アーチを利用するもの アーケードを利用するもの 電車に表示するもの 自動車に表示するもの 垣又は塀を利用するもの 広告幕 アドバルーン 広告旗 置看板 その他（ ）			
	表示・設置場所が禁止地域等であるもの	※2 該当事項を○で囲む 自家用広告物等 道標・案内図板等 電柱・電線杆に設置するもの 電車に表示するもの 自動車に表示するもの 指定道路区間等から視認できないもの			
広告物等の規模	縦（メートル）	横（メートル）	面数	合計面積（平方メートル）	数量
広告物の区分	貼り紙 貼り札 看板 広告板によるもの 広告塔によるもの アーチによるもの 宣伝車 アドバルーン 電柱利用広告物 街灯利用広告物 ※2 該当事項を○で囲む 利用広告物 広告幕 広告旗 立看板 その他（ ）				
表示・設置期間	年 月 日から 年 月 日まで				
管理者又は管理予定者	住所	※2 管理者を記入（申請者と同一の場合は「同上」で差し支えない） 氏名 電話番号 電子メール			
	氏名				
担当部課					
その他	別紙のとおり				
※手数料	円				
※受付欄	※許可年月日	年 月 日			
	※許可番号	福岡第 号			
	※許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	※許可の条件	別紙記載のとおり			

- 備考 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
2 貼り紙、貼り札、アドバルーン、広告旗及び立看板にあっては、別紙を提出する必要はありません。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

- ※1 屋外広告物の表示場所が許可地域の場合―第6条第1項と記載してください。
屋外広告物の表示場所が禁止地域の場合―第7条第3項と記載してください。
- ※2 許可若しくは許可の期間の更新を○で囲んでください。
- ※3 数が多い場合は別紙として差し支えありません。

○ 申請は、原則、広告物ごとに提出してください。(同一敷地、同一建物、申請者が同一人であるときは、1件の申請として受付します。)

→ 許可の申請者となりうるのは**広告主**(原則)です。

→ 貸し看板や集合広告物の場合は、当該広告物を掲出する物件の所有者も申請者となることができます。

→ 工事施工者である屋外広告業者が代理申請する場合は、申請者名義を広告主としたうえで、委任状(任意)の添付を要します。

→ 自己が所有又は管理する以外の土地、物件に掲出する場合は、許可書(任意)又は承諾書(任意)が必要となります。

広告物等の種類

自己の敷地に建植えるもの

自己の事業所等の敷地内で、土地に直接設置する広告物

自家用広告物の定義

適用除外となる屋外広告物として自家用広告物があります。

自家用広告物とは**自己の事業所等の建物やその敷地内に自己の氏名や名称、事業内容などを表示するもの**です。従って、実際に事業所として使用され事業内容を示すものであれば、土地所有権の有無にかかわらず自家用広告物に該当します。逆に土地所有権を有していたとしても、実際の事業に供されていないければ、自家用広告物には該当しません

広告物の区分

はり紙

紙等に印刷又は手書きされたもので、建築物その他の工作物等にピン、テープ、のり等によりはり付けたもの

はり札

ボール紙、ベニヤ板、金属板、プラスチック板等の比較的簡易な材質のものを使用して製作されたものであって、建築物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの

看板

直接塗料等で表示されたもの

広告板

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告表示が板状で、1面又は2面に表示されるもの

広告塔

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造のもの

電柱利用広告物

電柱を利用して巻き付け又は突出等により取り付ける広告物

街灯利用広告物

街灯を利用して巻き付け又は突出等により取り付ける広告物

標識利用広告物

標識を利用して巻き付け又は突出等により取り付ける広告物

立看板

木枠又はベニヤ板等に紙張りをし、容易に取りはずすことができる状態で建築物その他の工作物等に立て掛けられ、又は針金等で取り付けられたもの

その他

金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたもので、道路上又は敷地内に置いて表示されるもの

野立広告物

自己の敷地外に建植えるもののうち、道標・案内図板等及び案内誘導広告物以外の広告物

副本

屋 外 広 告 物 許 可 等 申 請 書

年 月 日

福岡市長 様

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請者を記入

電 話 ()

電子メール

※ 1

※ 2

屋外広告物条例第 条第 項の規定により、次のとおり許可（許可の期間の更新）を申請します。

表 示 ・ 設 置 場 所		福岡市				
広 告 物 等 の 種 類	表示・設置場所が許可地域等であるもの	屋上を利用するもの 壁面を利用するもの 壁面より突出するもの 自己の敷地内に建植えるもの 自己の敷地外に建植えるもの（一般的なもの 道標・案内図板等（特定区域内 特定区域外） 案内誘導広告物（特定区域内 特定区域外） 灯を利用するもの バス停留所標識を利用するもの 消火栓標識を利用するもの アーチを利用するもの アーケードを利用するもの 電車に表示するもの 自動車に表示するもの 垣又は塔を利用するもの 広告幕 アドバルーン 広告旗 置看板 その他（ ）				
	表示・設置場所が禁止地域等であるもの	自家用広告物等 道標・案内図板等（案内誘導のもの） 電車に表示するもの 自動車に表示するもの 指定道路区間等から視認できないもの				
広 告 物 等 の 規 模		縦（メートル）	横（メートル）	面 数	合計面積（平方メートル）	数 量
※ 3						
広 告 物 の 区 分		貼り紙 貼り札 看板 広告板によるもの 広告塔によるもの アーチによるもの 宣伝車 アドバルーン 電柱利用広告物 街灯利用広告物 利用広告物 広告幕 広告旗 立看板 その他（ ）				
表 示 ・ 設 置 期 間		年 月 日から 年 月 日まで				
管理者又は管理予定者	住 所	管理者を記入（申請者と同一の場合は「同上」で差し支えない） 電話（ ） 電子メール				
	氏 名					
担 当 部 課						
そ の 他		別紙のとおり				
※ 手 数 料		円				

※	年 月 日				
通	様 福岡市長 印				
知	(通知の内容)				
欄	1 許可年月日	年	月	日	
	2 許可番号	福 広 第		号	
	3 許可の期間	年	月	日から	年 月 日まで
	4 許可の条件	別紙記載のとおり			

※ 1

屋外広告物の表示場所が許可地域の場合―第6条第1項と記載してください。

屋外広告物の表示場所が禁止地域の場合―第7条第3項と記載してください。

※ 2

許可若しくは許可の期間の更新を○で囲んでください。

※ 3

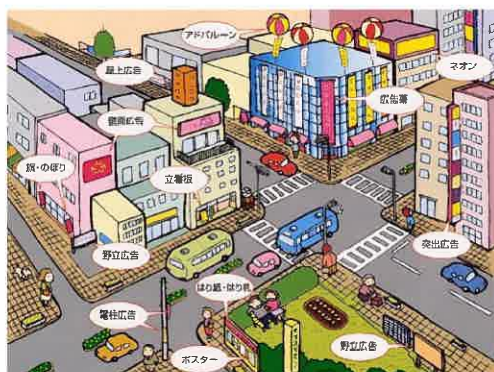
数が多い場合は別紙として差し支えありません。

添付書類(新規または変更)

- ① 付近見取り図(主要道路・鉄道・公共施設等の記入のあるもの)
- ② 広告物の仕様書、構造図(広告物及び広告物を掲出する物件の形状・面積・高さ・施工・構造等が確認できる図面)
- ③ 広告物の模写図(色彩・着色したもの・意匠・表示面積を明らかにしたもの)
- ④ カラー写真(取りつけ周辺状況がわかるものー3ヶ月以内に撮影したもの)
- ⑤ 許可書又は承諾書(自己が所有又は管理する以外の土地・物件に掲出する場合)
- ⑥ 委任状(広告主が申請手続きを他人に委任する場合)
- ⑦ 建築物等を利用する場合
 1. 配置図(建物との位置関係を記入)
 2. 屋上平面図(屋上に設置する場合、位置関係を記入)
 3. 立面図(広告物等の位置・面積・建物壁面積・高さを記入)
 4. 断面図(広告物の設置点のわかるもの)
 5. 既存広告物の模写図及びカラー写真
- ⑧ 道路等から展望できる地域のうち、自己の敷地外のもの
 1. 配置図(道路・鉄道等までの距離、他の広告物との相互間距離及び交通信号・踏切までの距離を明らかにした図面)
- ⑨ 道路から展望できる地域のうち、自己の敷地内の突出広告物
 1. 配置図(信号機からの距離を明らかにした図面)
 2. 信号機からの距離
(10m以内に、ネオンサイン等の使用、光源の点滅の表示がないことが確認できる図面)
- ⑩ 住居地域等に貸看板を掲出する場合
 1. 敷地内での既存貸看板の位置図及び既存貸看板の模写図、カラー写真

添付書類(更新)

- ① 付近見取り図(主要道路・鉄道・公共施設等の記入のあるもの)
- ② カラー写真(取りつけ周辺状況がわかるものー3ヶ月以内に撮影したもの)
- ③ 許可書又は承諾書(自己が所有又は管理する以外の土地・物件に掲出する場合)
- ④ 委任状(広告主が申請手続きを他人に委任する場合)



※広告物の許可申請のほかに、次のような手続が必要な場合があります

- ① 高さが4mを超える広告物 → 建築基準法による工作物確認申請書
- ② 道路敷地や道路の上空に掲出する場合 → 道路法による道路占用の許可申請と道路交通法による道路使用の許可申請
(該当する場合は、別紙に記入してください。新規・変更の場合のみ)

別紙

許可地域等に係る用途 地域等の種別	住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 その他	該当事項を○で囲む	
禁 止 地 域 等 の 種 別	第 種禁止地域等	条例第4条第1項第 号	
指定道路等からの距離	高 速 道 路 等 一 般 道 路 鉄 道 等 河 川 等 隣 接 広 告 物 等	(名称 中国自動車道、播但連絡道路) から (名称 国道312号線、県道三木中央線) から (名称 JR播但線) から (名称) から (表示内容 全ての野立広告物等について) から	メートル メートル メートル メートル メートル
第1種住居専用地域、 第2種住居専用地域又 は風致地区の境界線か らの距離	100メートル以内 100メートル超 どちらかを○で囲んでください		
屋上を利用する広告物 等の高さの限度	建築物の高さ (A) 広告物等の高さの限度 (A × /) 広告物等の高さ	屋上利用の場合	メートル メートル メートル
壁面を利用する広告物 等の利用割合の限度	壁面積 (A) 表示面積の限度 (A × 1 /) 広告物等の既表示面積 今回表示面積	壁面利用の場合	平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル
広告物等の上端の地上 からの高さ	メートル 屋上利用、壁面利用、壁面突出、自己の敷地に建植えするもの、野立広告物、道標・案内図板等又は案内誘導広告物である場合		
広告物等の下端の道路 面からの高さ	メートル 屋上利用、壁面利用、壁面突出、自己の敷地に建植えするもの、野立広告物、道標・案内図板等又は案内誘導広告物である場合		
案内誘導のための広告 物等の誘導距離	施設等から	案内誘導広告物の場合	キロメートル
交通信号機又は踏切か らの距離	交 通 信 号 機 踏 切	(場所) から (場所) から	メートル メートル
色 彩	色 使用する地色の彩度のマンセル値 使用する文字、図柄等の彩度のマンセル値 彩 度 の 高 い 色 の 色 数 地色への彩度の高い色の使用割合	色 色 1 / 2 超 1 / 2 以下 無	
ネオンサイン等	ネオンサイン等の使用 ネオン管の露出しているネオンサインの使用 LEDサインの使用 光源の点滅・動き・輝度の変化	有 無 有 無 有 無 急速 急速でない 無	
自家用広告物等の表示 面積の合計等	広告物等の既表示面積 (A) 今回表示面積 (B) 表示面積の合計 (A + B) 表示数量の合計	禁止地域における自家用広告物 である場合	平方メートル 平方メートル 平方メートル 枚 (基、個)

		建築物の壁面合計面積（A）			平方メートル	
1 建築物における総表示面積の限度		総表示面積の限度（ $A \times 1 / 2$ ）		許可地域における高さ15メートル超	平方メートル	
		広告物等の既表示面積		の建築物を利用の場合	平方メートル	
		今回表示面積			平方メートル	
同一敷地内における自家用広告物等以外の広告物等の表示面積		広告物等が住居地域等における貸看板である場合			平方メートル	
他法令による許可、届出等		不要	要	法 令 名	事前に許可等が必要なもの	年 月 日 第 号
			法 令 名		年 月 日 第 号	
工事施工者	住 所	電話（ ） — 電子メール				
	氏 名	新規許可申請又は変更許可申請である場合 （屋外広告業登録番号 第 号）				
広告意匠設計者	住 所	電話（ ） — 電子メール				
	氏 名	新規許可申請又は変更許可申請である場合				
工 事 期 間		着手予定 完了予定	許可の日から 着手の日から	○ 日以内 日以内		
前 回 許 可		年 月 日 福 広 第 号		許可期間の更新申請である場合		
変 更 等 の 内 容		変更許可申請である場合				

※広告物等が簡易なもの（はり紙、はり札、アドバルーン、立看板、のぼり旗）の場合は、別紙の提出は不要です。

(許 可 地 域 等)

1. 許可地域

「許可地域」とは、第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、以外の町内全域です。

2. 特定区域

「特定区域」とは許可地域のうち県道三木宍粟線の路端から 100 メートル以内の用途地域の区域、中国自動車道・播但連絡道路の路端から 200 メートル超 1,000 メートル以内の用途地域の区域及びJR播但線の路端から 100 メートル以内の用途地域の区域をいいます。

(禁 止 地 域 等 の 種 別)

1. 禁止地域

美観風致を維持することが特に必要な地域で、屋外広告物を掲出することは出来ません。ただし、禁止地域であっても掲出できる広告物もあります。(→適用除外広告物)
又、禁止地域は地域的特性に応じ、第1種から第3種までの地域に区分されます。

(1) 第1種禁止地域

中国自動車道、播但連絡道路の区間から展望できる地域で路端から 1,000 メートル以内の地域(路端から 200 メートル超、1,000 メートル以内の用途地域の区域を除く)

(2) 第2種禁止地域

第1種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

(3) 第3種禁止地域

- ① 県道三木宍粟線の区間から展望できる地域で路端から 100 メートル以内の区域(路端から 100 メートル以内の用途地域の区域を除く)
- ② 国道312号線の町道724号線との交点より北側で、その区間から展望できる地域で路端から 100 メートル以内の区域
- ③ JR播但線の路端から 100 メートル以内の区域(路端から 100 メートル以内の用途地域の区域を除く)

福崎町は町全域が許可地域もしくは禁止地域等で、適用除外以外の屋外広告物を掲出するのに許可が必要です。

(該 当 条 例 第 □ 号)

1号—第1種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

2号—景観形成地区・指定された風景形成地区

3号—指定された緑豊かな環境形成地域

4号—文化財保護法に指定された建造物の周囲50メートル以内の地域

5号—兵庫県文化財保護法に指定された建造物の周囲50メートル以内の地域

6号—保安林として指定された森林のある地域(森林法第25条)

7号—国立公園および国定公園の区域(自然公園法)

8号—自然公園の区域(兵庫県自然公園条例)

9号—原生自然環境保全地域及び自然環境保全地(自然環境保全法)

10号—兵庫県自然環境保全地域・環境緑地保全地域(環境の保全と創造に関する条例)

11号—保存樹林のある地域(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律)

12号—道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれから展望できる地域で、知事が指定する区域(中国道・播但道・国道312号線・県道三木山崎線・JR播但線)

13号—都市公園の区域及びその他の公園で知事が指定する区域

14号—河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

15号—港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

16号—官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所等

17号—古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域

18号—その他

(屋 上 利 用 広 告 物 等 の 高 さ の 限 度)

広告物等の高さの限度については、近隣商業地域の場合は $A \times 2/3$ 、その他の地域の場合は $1/2$ となります。

(壁 面 広 告 物 等 の 利 用 割 合 の 限 度)

表示面積の限度については、近隣商業地域の場合は、 $A \times 1/4$ 、その他の地域の場合は $1/5$ となります。

(色 彩)

広告物の種類が、禁止地域における自家用広告物又は管理用広告物である場合及び野立広告物、道標・案内図板等、案内誘導広告物、電柱利用、街灯利用、バス停留所標識若しくは消火栓標識利用する場合には記載してください。

色数については、白色も1色と数えます。彩度の高い色とは、マンセル値が10以上の色のことです。

(ネ オン サ イン 等)

広告物の種類が、禁止地域における自家用広告物又は管理用広告物である場合及び屋上利用(近隣商業地域を除く)、壁面突出、自己の敷地に建植えるもの(近隣商業地域を除く)、野立広告物、道標・案内図板等、案内誘導広告物若しくはアーチを利用するものである場合には記載してください。

光源の点滅、動き、輝度の変化については、ネオンサイン等の場合は画面の静止時間が数秒以上であるかどうか、サイン球の場合は電球1個につき1回あたりの点灯時間、消灯時間がそれぞれ1秒以上であるかどうかを基準にして判断してください。

様式第2号（第2条関係）

屋外広告物自己点検結果報告書

年 月 日

表 示 ・ 設 置 年 月 日		年 月 日		
点 検 年 月 日		年 月 日		
点 検 者	住 所	点検者について記入 電話（ ） 電子メール		
	氏 名			
	担 当 部 課			
点 検 の 概 要	点 検 項 目	点 検 結 果	改 善 の 概 要	
	取付（支持）部分の変形又は腐食	良 要改善	年 月	
	取付（支持）部分の周辺の壁面等の亀裂	良 要改善	年 月	
	主要部材の変形又は腐食	良 要改善	年 月	
	ボルト、ビス等のさび、緩み又は脱落	良 要改善	年 月	
	溶接部の亀裂又は腐食	良	点検の結果、問題がなければ「良」を、改善すべき点が見つかれば「要改善」を○で囲む。 改善を実施した際には、概要欄に実施年月と概要を記入する。	
	塗料等の剥離	良		
	コーキング材の老朽化	良 要改善		年 月
	表示面の汚染、退色又は剥離	良 要改善		年 月
	表示面の破損	良 要改善		年 月
	ネオンサイン等の取付状態	良 要改善		年 月
	その他特に点検した箇所	良 要改善		年 月

備考 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

((別記様式))

(申請者)
安全点検結果報告書 (報告書 No.)

年 月 日

福 崎 町 長 様

報告者

住 所

氏 名 報告者 (許可対象者) について記入

電話番号

電子メール

安全点検が必要な広告物ごとに作成する。
(一つの申請に複数の対象広告物がある
場合は報告書 No. も記入する)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

点検結果を踏まえ、適切な管理に努めます。要改善の異常について、改善予定に記載のとおり対応します。

広告物等の種類	屋上広告物・壁面広告物・壁面空中広告物・建屋外広告物・その他()					
表示・設置場所	この報告書に記入した広告物の情報、 点検を実施した日付等を記入					
表示・設置年月日	年	月	日	年	月	日
点検者 (法人にあっては、 主たる事務所の所在 地、名称及び点検者 の氏名)	氏 名	屋外広告業登録 無・有 (登録番号: 登録自治体:)				
	住 所	点検者について、および点検者の有する資格について記入				
	電話番号					
	電子メール					
	資格名称	屋外広告士・点検技能講習修了者・建築士 (一級・二級) その他 ()				
点検箇所	点 検 項 目	該当無の場合	異常の有・無	異常の評価	改善の概要	
上部基礎構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	3 鉄骨のさび発生、塗装の劣化	該当無	有・無	経過観察・要改善		
支持部	1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食、変形、隙間	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 鉄骨接合部 (ボルト、ナット、ビス) のゆるみ、欠落	該当無	有・無	経過観察・要改善		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 溶接部	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	3 取付対	該当無	有・無	経過観察・要改善		
広告板	1 表示面	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 側板、表示面板材の腐食、破損、変形、欠損	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	該当無	有・無	経過観察・要改善		
照明装置	1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	3 周辺機器の劣化、破損	該当無	有・無	経過観察・要改善		
その他	1 付属部材 (装飾、振れ止め棒、鳥よけ等) の腐食、破損	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)	
	2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常	該当無	有・無	経過観察・要改善		
	3 その他	塗料等のはく離、表示面の汚染・退色又ははく離 ()	該当無	有・無		経過観察・要改善

備考1 許可の期間の更新申請に係る広告物等が複数ある場合、広告物等ごとに報告書を作成すること。点検した広告物等の全体写真 (当該報告書の対象となる広告物等を明示) 及び異常の評価が要改善となった箇所の写真を添付すること。

備考2 異常の評価が要改善の場合には、「改善の概要」欄を記入すること。

様式第3号（第4条関係）

屋外広告物取付完了届

年 月 日

福崎町長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法

届出者（許可対象者）に
ついて記入

者の氏名）

電話（ ） — 番

屋外広告物条例施行規則第4条の規定により、次のとおり許可を受けた広告物等の取付けが完了しましたので届け出ます。

取付完了年月日	年 月 日	
表示・設置場所	受けた許可について、許可証等を 参考に記入	
広告物等の種類		
広告物等の数量		
許可年月日		年 月 日
許可番号		福 広 第 号
許可の期間		年 月 日 から 年 月 日まで

備考 所定の欄に記入してください。

様式第 9 号（第18条関係）

屋外広告物除却（滅失）届

年 月 日

福崎町長 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

届出者（許可対象者）に
ついて記入

電話（ ） ー 番

※

屋外広告物条例第17条第2項（第22条第4項）の規定により、次のとおり広告物等を除却（滅失）しましたので届け出ます。

除却（滅失）に 係る広告物等	表示・設置場所	福崎町
	広告物等の種類	
	広告物等の数量	受けている許可について、許可証等 を参考に記入
	許可年月日	
	許可番号	福 広 第 号
	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
除却（滅失）年 月日	年 月 日	
除却（滅失）の 理由	除却した日付・理由を記入	

備考 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

※

除却の場合は第17条第2項

滅失の場合は第22条第4項

を○で囲んでください

様式第11号（第20条関係）

屋外広告物管理者設置届

年 月 日

福崎町長 様

届出者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法	届出者（許可対象者）に ついて記入
代表者の氏名）	
電話（	）
電子メール	

屋外広告物条例第22条第1項の規定により、次のとおり広告物等を管理する者を設置しましたので届け出ます。

管 理 者	住 所	
	氏 名	管理者について記入
	担 当 部 課	電話（ ） 電子メール
管理に係 る広告物 等	表示・設置場所	福崎町
	広告物等の種類	
	広告物等の数量	受けている許可について、許可証等 を参考に記入
	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	福 広 第 号
	許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 所定の欄に記入してください。